

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇〇

処 分 庁 生駒市長 小 紫 雅 史

審査請求人が、令和3年7月29日に提起した処分庁生駒市長による国民健康保険税に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和3年7月14日、請求人に対し生駒市国民健康保険税条例（以下「本条例」という。）第2条から第8条に基づいて令和3年度の国民健康保険税額を算出して賦課決定（以下「本件処分」という。）を行い、国民健康保険税納税通知書（通知書番号第〇〇〇〇号）を送付した。
- 2 審査請求人は、令和3年8月5日、本件処分には、国民健康保険税に関する生駒市のホームページ上の説明に不備がある状況の下に行われた処分であり違法があるとして、生駒市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人の主張は、生駒市のホームページでは、上場株式等の取引を特定口座で行った際の収入に対し確定申告した場合、国民健康保険税の課税対象になると記載している。しかし実態は、課税対象にならない方法もあり、確定申告した場合、市民に対してさもすべてが特定口座の収入に課税されるかのような表示をして市民に周知しているのは違法である。「申告不要制度」の存在を明確に表示せず、誇大広告、違法広告の類の様に誤った情報を市民に周知している。
- 2 処分庁の主張
本件処分は、本条例第3条にあるとおり地方税法に基づいてなされたものであるため申告不要制度についての表示は必要ない。納税通知書裏面に「課税の根拠等について」を記載しており、「地方税法第703条の4及び生駒市国民健康保険税条例により国民健康保険税を賦課しま

す。」と明記している。

また、ホームページ該当部分は、国民健康保険税の賦課根拠である基準総所得について説明したものであり、2行目に「地方税法に基づき算出される次の3つの合計額」と記載していることから、請求人の「誤った情報を市民に周知している」ことについて否認している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 地方税法第703条の4第1項は、「国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。」と規定している。

(2) 生駒市国民健康保険税の課税額の算定は、本条例第2条から第8条に規定している。

2 本件処分について

処分庁は、本条例第1条に規定する納税義務者である請求人に、本条例第2条から第8条に基づいて令和3年度の国民健康保険税額を決定している。

請求人は、本件処分が生駒市のホームページにおいて申告不要制度について説明することなく行われたことを理由に違法であると主張しているが、市長が国民健康保険税の賦課処分を行うに当たって、あらかじめ市民等の納税義務者に対し、申告不要制度について、生駒市のホームページにおいて告知することを市長に求める規定は、地方税法及び生駒市国民健康保険税条例をはじめとする関係法令のいずれにも存在しない。

したがって、本件処分が生駒市のホームページにおいて申告不要制度についてあらかじめ説明することなく行われたことを理由に本件処分を違法とする審査請求人の主張を採用することができない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月22日

審査庁 生駒市長 小 紫 雅 史

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。